

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง มาตรการกระตุ้นการลงทุน
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 5/2564

非公式訳
投資委員会事務局の説明書
件名：投資委員会布告第 5/2564 号に基づく
投資促進措置

仏暦 2564 年（2021 年）3 月 19 日付投資委員会布告第 5/2564 号「投資促進措置」に従う手続きを明確化するため、事務局は下記のような説明書を発行した。

第 1 項 被奨励プロジェクトが投資促進措置の基準を満たした場合、恩典申請者が奨励証書発給日より 18 カ月以内に「投資促進措置に基づく追加恩典申請書」を提出すること。尚、本投資促進措置に基づく追加恩典申請日時点で第 31 条に基づく法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていなければならない。

第 2 項 投資促進措置の対象外とする事業

2.1 事業所のないと見なされるグループ A1、A2 及び A3 に該当する事業。例えば

業種 1.7 深海漁業

業種 7.1.6.1 国際高速海洋通信回路回線サービス

業種 7.3.1 鉄道輸送

業種 7.3.3 海運輸送

業種 7.3.4 航空輸送

業種 7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル

業種 7.28.4 患者、医者、または医療機器の搬送サービス（海運、陸運、または空運）

2.2 南部国境地域および特別経済開発区のみに立地するという条件がある事業。例えば

業種 2.17 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造

業種 6.15 石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品などのボディケア製品の製造

業種 6.16 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材

業種 6.17 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱

業種 7.24 工場、および / または倉庫のための建物開発

第 3 項 追加恩典を対象とする実施済み投資金額の計算法

3.1 実施済み投資金額の計算法は、操業審査の段階における投資金額の計算法に基づき計算する。尚、実施済み投資金額の計算は奨励申請日より奨励証書発給日から 12 カ月までとする。

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง มาตรการกระตุ้นการลงทุน
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 5/2564

3.2 実施済み投資とは、現金の基準に基づき金額を計算する、プロジェクトで実際に発生した投資金額（土地代および運転資金を除く）を意味する。

第4項 本措置に該当し投資奨励を認可されたプロジェクトは、いかなる場合でも後からプロジェクトの改定を申請しても、奨励受理回答期限および奨励証書発給関連書類提出期限を奨励認可段階にて定められた期日までにとし、本措置に基づき恩典申請ができるように当該期日までに奨励受理の回答および奨励証書発給の関連書類提出を行うこと。尚、事務局は必要に応じて機械輸入および操業開始期限の延長を許可する。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局
仏暦 2565 年（2022 年）1 月 25 日